

原発いらん、 山口ネットワーク

2017年6月11日の報告



や354号

代表者 小中 進
〒742-1513
山口県熊毛郡田布施町
大字麻御 22-08
Tel, FAX 0820-55-6291
作製・印刷
周防灘の自然を守る会



16日開かれた集会で発言する
山城博治氏(河原田慎一撮影)
H. Yamasaki

日本政府人権尊重宣言
6/16シネーブ国連人権
理事会の集会で。
6/17朝日

次の集会

2017年7月9日(日) 14時3

周南市総合庁舎 2F

ふれあいルーム

■

6月14日、祝島支店の漁民に突然送り付けられた「書面議決書」→⑥

この通りは5月10日、祝島支店の決算報告のための集会が開かれた。そこへ、「どうぞ」と案内して県漁協から3人が来島。決算報告が終ったあと、当日の議題にはなかった「各人が払う支店の赤字補填金12万4千円を、各自の漁業補償金からねう」という提案がなされた。

突然補償金受取の話になつたことに、原発反対の人たち、特に女性達が激怒。この議決はなづれなかつた。会の直後に、議長の西比須氏は、議長を辞任。運営委員もやめた。

そして、6月14日に県漁協から「書面議決書」が次のよう書面と共に組合員に届けられた。→⑦
ところが発信人である西比須氏は5月10日によりて議長をやめていたし、「自分はこんなものは書いたくない。自分はこんな文書は――書かれておかないの意」と言つてゐる。

「ただでご、この文書が偽造である事は明らか。のこに6月19日まご26通(正組合員51名)の返信が上郡支店に届けられることがわかつ、開封されて書類がえられる所もあるとして抗議に行つた祝島の人達は、祝島支店の上郡支店が預かるべきものではない、祝島支店に返せ」と要求したが、本部(県漁協)の許可がないと返せないと言い張り続けた。

上郡支店は7時過ぎには談言室をウメ呼んだ。ナラニ8時すぎに3人。東京からまた船で駆けつけた内閣農林省が現場に居たので警官は何もしなかつた。
この文書を書いたとされる西比須氏も、電話で、祝島から自分の船で取くに行こうかと言つたが、上郡支店は本夜の許可がないと渡せないとつぱね続行した。

■

深夜12時になつて、この支店にまだ、居りてあるといふ、ことだけは清水さん一人でだけという条件で、目視確認して、全員外に出で散歩。祝島の人と駆け付いた市民が40名。

○祝島支店は、補償金については、一度と議題にしないと決議しているのと、補償金を受取らせようとする県漁協は、なんとか受取らせてよと懇意で切磋琢磨を仕掛けていたといつづつが今回の経緯。

○祝島のみなさんは仕事を休み、深夜まで抗議を続け、真夜中に鳥も帰り、翌朝はまた鳥を出で下関の県漁協本部に抗議に行き、県庁では夜9時まで、タバコをくり返しきり返し説明し、何の成果もなく、その夜は、友人の家や親せきの家に泊宿し、海が丑川でヤンマーナーが出ながら、と、「原発は反対の意志を通すために、こうして身体を張つて行動してくれる」と、本当に深い敬意と感謝の思いをいつそう語くしました。

「つづく努力があるからこそ、田浦の海は今、静かで美しいまゝなのだ」と。

○漁業法の専門家である熊本一規明治学院大学教授は、次のように述べている。
5月10日に開かれた「組合員集会」という法的根柢も法的効力も足りない会合で、補償金について何かを決めることは無効で、そこが決められなかつたからという理由で、決議を果たすこと無効である。

・漁業補償金はそこでの海の幸を得て暮生活立てる人すべてのものであるから正組合員だけではなくしてあるが、正組合員だけでも組合員、組合員以外の漁業者にも権利がある。(S.52.6.3大阪地裁判決)

る。(S.52.6.3大阪地裁判決)



○それにしても県漁協のやつてることは悪質である。海を守り、漁業を守るのが県漁協のなすべきことであるが、そのに、祝島漁協が受取りを拒否して、あるいは「さうに、祝島漁協が横から手を出して取り込み、それを祝島漁民に受け取らせようとする違法なことをかけてくる。

明らかにこれは普通世間では容認と呼ぶ行為ではないのか。

今回、県の水産課に行つて、「ことを問い合わせた」から、県は、県漁協のやつてることを正当と認めた。ゲルなのだ。

○今回一部の報道が「祝島支店はすでに補償金を受取ることを決めている」と報じていることに、祝島の人達も「私たちも大々な違和感を抱ぼえた。受け取りを決めたとされる2013年2月の支店総会は県漁協が来て支店組合員に招集をかけ、議長も本店のバテーンが勤め、無記名投票にした。それが「受け取る」とした方が多かったのは確かだが、祝島支店の総会を県漁協が招集するものではないし、議長は祝島支店の中ご決めるにこなつてこいる。

この総会の開き方とのものが明らかに違うのが結果も衣服が違う。直後に「補償金は受取らない」という過半数の署名と捺印したものを見漁協に届けた、先の結果を取り消すよう求めた。

報道が県漁協サイトにかけの情報も流すことには首肯できない。本当のことをそのまま伝えて欲しく

い。

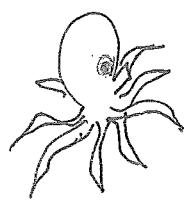


6月28日。中電の株主総会。

筆頭株主の山口県は今回も白紙委任。中電のなすがまっに…といふ意を表示した。

祝島の皆さんバスで中電本社前での抗議に。祝島のいつも中電前で上電原発止めよう、祝島ネットワーカー、「原発はこんだた島市民の命」の皆さんに合流。

そのあとバスで山口県庁にまわり、議員から、原向内閣につき話を聞く。



○株主総会の内容について(誠面の御令)次第に。

(2)

6月27、県漁協が6月19日の夕方祝島の人たちと市民たちにマリヤリ補償金を受取らせるようとする醜い県漁協に戸倉県議を非難する資格はない。祝島の皆さんのが現場にとび込んで最後まで行動してくれた戸倉さんありがとうございました。

新聞記事をどうぞ ↗ P7

されいな海と漁業を守り抜こうとする祝島の人たちにマリヤリ補償金を受取らせるようとする醜い県漁協に戸倉県議を非難する資格はない。祝島の皆さんのが現場にとび込んで最後まで行動してくれた戸倉さんありがとうございました。

新聞記事をどうぞ ↗ P7

2013.6.27、中電本社への申し入れ。
5月17日に中電が上電原発予定地ごボーリング調査をはじめると発表。
これは2013年3月、福島の事故で上電原発計画がストップしてからはじめての現地での具体的な動きがあり、「許せん!」といつぱりがたがく中電に抗議に行つことになつた。

例会と例会の間でのじめことだつたが、とにかく間髪を入れず抗議をとりにいき、電話で連絡を取り合つて広島のグループとりしづになを申し入れた。

新聞記事をどうぞ ↗ P7

中電本社への

申し入れには県内と広島から10人が参加。中電は、広報の笠見氏、今井氏、花谷氏と総務の田中氏が対応。まだ最初に笠見氏が、「原発の新設は必要」といつつ反対をペーパーと読み上げた。

「そんなに耳口がましく立ってもわからないからスケッチのコピー」と言つたら、「それは当社の方針としてございません」と書いた。

書いた。

「それなら、アドバイスをわかるようになります」と書いたら、笠見氏は手の跡でつまると黙つてしまつた。

中電によると、経年化した原発は危険だから、政府の2030年に20%2%の電力を原発がまかないとすれば新設も必要と。その他、原発はCO₂を出さない、火力より安価、資源のない日本では……と福島の事故と全く同じ言葉を繰り返す。うなばり。

このあとのかりとり、二分つた。

○今回のボーリング調査は200年の設置許可申請のデータを補完するものである。つまり新設炉の安全基準もまだ出来こいなのに、中電が勝手にはじめているボーリング調査である。

○上園町蒲井→田代町の道路は原子力発電所への車両を通るために作成すると明言。勿論地元の人にも通つてもらそじけど、原発のために当然使ひますと、笠見氏は隣土席の花谷さんにも確かめ回答。

上園町では、これは生活道路であつて、原発とは関係ないと言ふからこれこいなどうが。

○祝島へ電気を送る海底ケーブルは、2009年10月に増益の支障になるので、取水口よりに移動した。もとは田の浦海岸から送電してた。

○ボーリング調査が129番を40番に移る40番としたのはなぜか。129のコアの採取率が悪かった。129のコアはいざれ公用する。

○沈砂池から海へ黒い水が流れ出しているのを止める」と。今度大なり。→や(5)

中電の回答——沈砂池のシートは腐食するようなものではない。今度成り立つてゐる。

6/27電話ご回答。新聞記者が→

○網越から田舎へ行く町道に、通行人を脅すよう

だ看板が10本以上、監視カメラもあるが、これは違法なご撤去下さいと。今度大なり。→や(4)

中電——答ひえず。

6月16日・中電 上園準備事務所への申し入れ

広島本社の高級の人は現地のことをほとんど知りがない。例会で話合そ、あらためて上園町尾熊元にある準備事務所へ申し入れに行くことになった。

○田の浦の浜に真黒い水を重ね流している沈砂池からの排水についた。

中電へ前日現地から真黒に汚れた石(金大小とまご)と全く汚れていないところの石を持帰り、中電の人にも報道陣にも見せこなわさもうた。黒い石をさわると手に真黒い汚れが付く状態。

準備事務所の松岡氏は、先日本社に申し入れがありたが、現在排水をキニ者機関に委託して、成り方を公表中と回答。その会社の名前は、相手の了解を得ていながらの公表がさだいとした。6/24中電より電話ご回答。新聞記者が→

○浜に行く道の看板、監視カメラの撤去につきは本社に伝える。後に電話で撤去しないと回答があつた。

○ボーリング調査はすでに中電が開発しておる土地内でやるのを、新たな環境調査はしない。

名づけられました。

3・26県民大集会の「上園原発を建てさせない県民連絡会」が5月12日に、県に「上園原発計画予定地の公有水面埋立免許許可の撤回を求める申し入れ」をして、6月2日に県から文部省(現文部省)がありまことに。今度大なり。→や(9)

6/14平和ボーライなど三団体が中電に申し入れをしました。

■原発新規増設を明記。経産省が提案。エネルギー基本計画。日経新聞6/9

その他原発をめぐる動き

6/7日印原子力協定を参議院本会議で承認。

6/6高浜原発3号機(福井県)再稼働

6/8原子力機構「大洗研究開発センター」(茨城県)でピトニウム容器破裂、作業員2人ヒヤク事故

例会の報告(6/11)

● 参加地域 四布施、光、下松、周南、山口。亨部。

・ 小中代表より。東広島市。

● 今日は朝、いつも立ち止まっている草刈りを、隣の人と一緒にしゃべりました。おじいちゃんが、「なにしたの?」とびっくりました。

7月1日(火)がはまらの毎年目にばくます。午前7時58時まではやさしいのじ来る方が駆けつけ下さい。

午前の「ハイム」で朝食をしまーう。

8月1日(火)申入れにっこ。

途中、宮島のイーラード休憩を取り、ネットワークの人と打合せをして望んだのがよかったです。

エネルギー政策について、こちらの考え方と並んで平行線なのはわざといふのじ、具体的な事を聞くことにしました。

申し入れには、「上園原発に反対する平生町民の会」の1人、「のち・未来・えべ」が23人、広島の2つのグループから8人、ネットワークが4人で計16名が参加しました。

△ネット(つながる方)は「申進スライシャルサイト」の「ニース」をアリックして下さい。字真もたくさんあります。

● 中村敦夫さんの朗読劇の公演会をします。

「線量計が鳴る」について。

10月1日(日) 午後 2時 5

柳井市・アラティア柳井で

10月2日(月) 祝鳥のハム演

● 現在チラシを作製中です。皆さん、ご期待下さい。
● 実行委員会に加えてある募集中!

「生命・脱核 ミルクロード」巡礼

ソウルからローマまで歩くという日本人の私から見る
と外れのスクールの発想で発展し、感動し、山口亨部の
ウオーキングに参加しました。力の私たどろはベースが早すぎて
だんく遅れて車に搭そもうつことになりましたが、同行
した40代50代の女性3人は23.5kmを完歩。脱帽!

どこかでは、道で会ったおじいさんが、「ローマまで歩く
ほんこ嘘じやうう」と話して来て、本気だとわかる。
謝ってカンパを下さったとき、たくさんのエピソードをき
まれて、6月29日には日本の最終地・長崎に到着です。

日曜日以外雨の日も火曜日の日も歩き通される李子元崇
教授の体力、精神力は驚異的。

「刊新周南」の記事です。↓ パ⑤

● 今回の申電のボーリングについて、申電にまつった。
250mの深さまご、6本のボーリングをして、(200万年前
から16万年前)にいた鉱物層を下で、TDF断層が切って
いるかどうかを調べると言つてください。

(4)

● 「標的の島・風かたか」の上映会を周南市、下松
光、防府で連続で行います。料金は1000円で、上
映時間も14:00と17:00の2回で4ヶ所共通です。
8/26(土) 下松教会、9/2(日) 光市島田コミュニティセンター
9/3(日) 周南市徳山保健センター 10 防府(湯町某)

● 上園原発さんがあらたに島市で行われた「高ベルト
算物地層区分」の説明会に出席。その報告です。

↓ パ⑧

裁判のこと。

● 公有水面埋立差止め山口地裁

2017年7月5日(水) 11時 5

● 自然の権利裁判(山口地裁)

2017年7月5日(水) 11時 30分 5

● 伊方原発差止め仮処分申し立て(岩国支部)

2017年8月10日(木) 15時

● 善導のため、弁護団からの説明を聞きます。

● 6/14に予定された「上園原発用地埋立禁止住
民訴訟は、田川弁護士の体調不良のため延期され
ました。次回は今どき不明です。

○ 6/23 の「デモ原発差止め仮処分申し立て裁判の時の

学習会では上岡直見氏から避難計画について聞いた。

地震と原発事故が重つたら避難計画はんこ絵に画

いた餅。道路が寸断されれば避難は無理。屋内待避と

いうが、ヒラフさせられてもやうを遮断され、どうやつ

て家まろと言うのか。

丁じ〇の事故の時 350mのコヨニニテセニターへ村民を避難させるのに10時間がかった。それでも大泉(だいせん)さんは、弁護団は中村覚氏、河合弘之氏、平岡秀久氏、

小沢亮介氏など11名。裁判所は早く片付けたがそりやうだとのこと。

○假處分裁判の場合、法廷は開かれないとどうぞ、私たちに裁判官の顔は見れません。男性の裁判官ご名前は佐野義孝。弁護団は中村覚氏、河合弘之氏、平岡秀久氏、

小沢亮介氏など11名。裁判所は早く片付けたがそりやうだとのこと。



誓教寺が巡礼団接待

17.6.12 ● 下松

周防久保駅前で記念撮影する李さん(左から2番目)、藤本住職(4番目)

世界二十六カ国を歩いて回つて“脱原発”などを訴える「生命・脱核シルクロード」巡礼団が八日から十日にかけて周南地域を通過し、八日は下松市の誓教寺(藤本晃住職)が岩徳線の周防久保駅近くの誓教寺会館「仏教なんでもセンター」で夕食を提供して同所で宿泊した。

この巡礼団は韓国の

づくりのちらしづしなどを振舞つた。

誓教寺は「原発いらん山口ネットワーク」の小川義孝(よしむら)が運営する「生命・脱核シルクロード」の会員でもあり、巡礼団が当初、周防久保駅

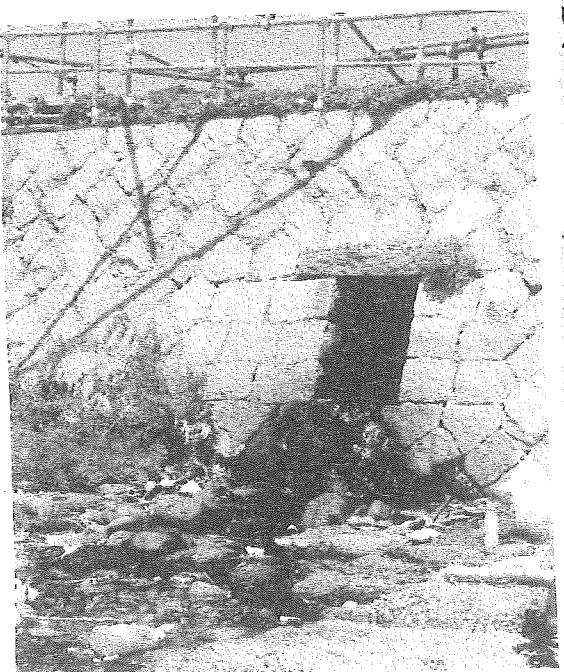
誓教寺の三藤本晃住職(みつぶとあきゆうしょく)です。

今日は李元(イ・ムン)さんたちへのお宿をありがとうございました。

上関原発予定地汚染対策強化を7団体申し入れる。中国電力上関原発(上関町)建設計画に対する県内外の7団体は16日、建設予定地に申し入れた。排水用沈砂池のゴム製シートが劣化し、汚染水を流出させていると指摘している。

14人が同町の上関原発準備事務所を訪れ、申入れ書を渡した。沈砂池は土砂混じりの水をため、濁りをなくして排出させる役割。敷いている。団体によると、1日予定地の海岸を視察した際、沈砂池からの排水口や周辺の石が黒ずんでいるのに気付いたといふ。

「原発いらん山口ネットワーク」の中進代表は「シートが腐食している」と主張。沈砂池の看板撤去を含め3項目を申し入れた。同事務所は「(付着物は)自然にある鉱物と考えている」と説明し、第三者機関に分析を依頼したと回答した。



世界二十六カ国を歩いて回つて“脱原発”などを訴える「生命・脱核シルクロード」元栄さんが企画したものが、二年間かけて旅し、さまざまな宗教の人などと交流し、最終的にローマ法王に会つて訴えることを目標にしている。

五月三日に韓国・ソウルを出発、日本では六月三日に広島から西に向けて歩き始めて一ヶ月二十日で長崎に到着する予定で、その後は台湾に行く計画。

八日は途中参加も含めて李さんら韓国人三人と一緒に、人と趣旨に賛同した原恒徳さん(52)の計四人が「生命・脱核シルクロード」の横断幕を掲げながら岩国市・明路駅から歩き、夕方、周防久保駅で藤本住職(55)や家族が出迎えた。同センターでは手

に到着後は車で周南市徳山地区のホテルに行つて九日には再び同駅に戻つて歩く計画と聞けない。せめて宿くらいは提供したい」と話していた。

藤本住職は「遠来の客を素通りさせてはいけない。せめて宿くらいは提供したい」と話していた。

誓教寺の三藤本晃住職(みつぶとあきゆうしょく)です。

今日は李元(イ・ムン)さんたちへのお宿をありがとうございました。

平成 29 年 6 月 14 日

(別紙)

祝島支店
正・准組合員各位

山口県漁業協同組合・祝島支店
運営委員長兼組合員集会議長 恵比須 利宏
(公印略)

5 月 10 日組合員集会時の「修正案」に対する意思確認について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は支店業務にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 5 月 10 日に開催した組合員集会において、平成 28 年度 3 月末本決算に伴う補てん金の徴収について提案したところ、出席の正組合員より、別紙のとおり、「修正案」が提案されましたが、「修正案」は「採決」に至らず、現在、「審議継続状態」となっています。

当漁協の「規約」の定めにより、「修正案」が提出されたときは、議長はまず「修正案」について採決を行うこととされていることから、議長として、組合員の「意思」を確認する責任があります。しかし、前回(5 月 10 日)組合員集会の状況から判断して、改めて組合員集会において、「採決」の手続きを行うことは困難と判断されます。

そこで、「修正案」に対して議決権を有する正組合員の皆さんの意思を正確に反映させるため、「書面議決書」による意思確認を行うこととしました。この意思確認は平成 28 年度決算の赤字補てん金の財源を確定させるために必要な手続きです。つきましては、「書面議決書」による意思表示は、正組合員におかれましては、同封した当支店所定の別紙「書面議決書」において、「修正案」に対する賛成・反対の意思を記入いただき、署名・押印のうえ、6 月 21 日の 15 時までに当支店に提出されるか、もしくは同封の返信用封筒で光熊毛統括支店(上関支店)に送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、准組合員の皆さんにおかれましては、当日の会議で多くのご意見をいただきましたが、議決権がないことから「書面議決書」は同封しておりません。

以上

平成 29 年 5 月 10 日組合員集会における提案の原案及び修正案について

原案	修正案
決算に伴う補てん金として、正組合員一人当たり 124,000 円の負担金を 7 月末までに徴収する。	補てん金の徴収について、総会の部会において漁業補償金の配分が可決されればという前提だが、7 月末までに可決されればそれを赤字補てん金に活用すること、可決されなければ、原案どおり 7 月末までに個々の正組合員が納めること、その前提条件を解消するためには総会の部会の決議が必要なので、総会の部会の開催を本店に請求する。

修正案に対する「書面議決書」

賛成、反対のいずれかに○印をつけてください。

提出期日・時刻 平成 29 年 6 月 21 日(水) 15 時

私は、「修正案」に対し、 賛成・ 反対 します。

平成 29 年 6 月 14 日

住所

氏名



山口県漁業協同組合 祝島支店

山口県議会議長
柳居 俊学 様

山口県漁業協同組合
代表理事組合長 森友 伸一

山口県議会議員 戸倉多香子議員に関する申し入れについて

時下よりご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当県水産業の振興並びに当組合運営に対しまして、格別の御高配を賜っておりますことを心より感謝申し上げます。

さて、このことにつきましては、去る6月10日に当組合上関支店に同親島支店所長の一部組合員並びに上関原発反対活動家の10数名が16時過ぎに入店し、深夜まで不法行為であった事件が発生しました。組合自治に関する問題を発端として、やむを得ず柳居警察署に出動を要請する事態となり、結果的にマスコミ等により報道されるに至ったことは、誠に遺憾であり、そのことにつきましてお詫び申し上げます。

しかし、当月、同支店に入店した者の中に、山口県議会議員の戸倉多香子議員も含まれていました。親島支店の組合員集会において拡張された「修正案」に関する「質疑決算」の取扱に関して、当組合は内部規程に掲載して所定の手続きを行っているにもかかわらず、同議員は、そのことの確認を求めるところなく、一部組合員や反対活動家の方的な意見に基づき、当組合職員に對し、当組合の行った手続きが「不法行為、違法行為である」との發言を繰り返したこととは、断じて許すことができません。

また、上関支店は信用事業を営む店舗であり、近隣との良好な關係を維持しながら、事業を行っているものですが、この度のように深夜にまで及ぶ不当な事務所の占拠により不法行為を受けたことは、当組合の信用を傷つける事態であると認識しており、その中に戸倉議員が含まれていたことは誠に遺憾です。

本來、県民の模範となるべき山口県議会議員としての立場を顧みることなく、當業時間外の支店事務所に入店したうえ、当組合職員が荷物に直り、退出のお願いをしたにもかかわらず、同日23時30分頃まで事務所を退去しなかった戸倉議員の行動は責任ある公人としての態度であるとは到底、思えません。

つきましては、当組合の信用を傷つけ、当組合職員に対し、極めて不適切な發言を繰り返した戸倉多香子議員に対し、山口県議会として厳粛に注意をしていただきますよう、強く申し入れをさせていただきます。

よろしくお詫び申し上げます。

この日、県漁協(下関市)の森友信組合長が柳居議長を訪ね、戸倉氏への厳粛注意を求める文書を提出。職員に対し漁協の手続きを繰り返したなどと指摘している。長から「思想徳性には踏み込まないが、夜遅くまでいたことを認めた」と言わされたことを注意する」と言っている。戸倉氏は「不法行為と断定していない」と反論している。

29 山口漁業協同組合第52号
平成29年6月27日

中国電力株式会社
取締役社長 清水希茂様

2017年6月7日

原発いらん!山口ネットワーク

代表 小中進
上関原発建設計画に反対する2市4町議會議員連盟

会長 淀上正博
脱原発平生町民の会 代表 赤松義生
自然エネルギー推進ネット・光

代表 橋本直行
いのち・未来 うべ 代表 久保輝雄
上関原発止めよう!広島ネットワーク

共同代表 青木克明・木原省治
藤井純子

原発はごめんだヒロシマ市民の会
代表 木原省治

上関原発予定地のボーリング調査の中止を求める申入れ

中国電力は、2017年5月17日、上関原発建設予定地内の二つの断層について、約一年をかけてボーリング調査を行うことを発表しました。中国電力清水希茂社長は、上関原発建設については、「将来にわたり原子力発電を一定規模維持する上で新增設や建て替えが必要」と前向きの発言をしておられます。このボーリング調査は、その一步を踏み出すものとして、私たちは断じて許容できません。

貴社が進めている上関原発計画について、上関町を含め山口県民の大多数は福島第一原発事故の悲惨な結果を受けて、もはや上関原発は建設されないと確信しています。

しかし、県民の思いを無視するかのように、貴社をはじめとして国会議員、県議会議員、市町議会議員、各首長さらに司法までもが一体となって原発推進という、国民の想いとは全く逆の方向へ進もうとしています。

そこで、私たちは中国電力に対して上関原発建設に直結するボーリング調査の即時中止を以下のとおり申し入れいたします。

記

1. 上関原発建設に向けてのボーリング調査を即刻中止すること。
2. 2009年12月18日に経済産業大臣に申請を行った「上関原子力発電所1号機の原子炉設置許可申請」を取り下すこと。
3. 生命と安心安全を脅かし、豊かな自然を奪う上関原発計画の白紙撤回をすること。

映画 日本と再生

2017.7.29(土)

10:30と14:00

本願寺山口別院

河合カナヲのトークもあり〼。

1000円

継続 厚さんの語

「アジア太平洋戦争を知る」

2017.7.15(土)

午前10:00~11:30

サンフレッシュ山口

料金110 300円

朝鮮学校に補助金

を。県との交渉

2017.7.12 10:45

山口県庁 口ヒー

映画「未来を花束にして」

2017.7.29(土)

10:30, 14:00, 19:00

山口教育会館

前売1500円 当日1800円

17.6.20 中日

上関原発祝島の漁業補償金配分

採決集会開催案に抗議

漁協組合員ら「無効」訴え

中国電力の上関原発建設計画に伴う漁業補償金を巡り、同町祝島の漁業者や住民が19日、配方法を採決する集会開催案に対する抗議行動を、同町長島の県漁協上関支店で展開した。

開催の賛否を漁業者に問うた書面を「無効だ」と訴えた。県漁協祝島支店の組合員は51人。同支店が14日付で配った書面は、21日までに賛否を記し、同支店が光・熊毛地区を統括する上関支店に提出するよう求めている。文面は県漁

「原発不賛成」寸分も変わらず

上関原発計画で市長答弁

中国電力の上関原発建設計画に伴う漁業補償金を巡り、同町祝島の漁業者や住民が19日、配方法を採決する集会開催案に対する抗議行動を、同町長島の県漁協上関支店で展開した。

開催の賛否を漁業者に問うた書面を「無効だ」と訴えた。県漁協祝島支店の組合員は51人。同支店が14日付で配った書面は、21日までに賛否を記し、同支店が光・熊毛地区を統括する上関支店に提出するよう求めている。文面は県漁

市六月定例議会は十六日が一般質問の最終日。答弁で市川市長は中国電力の上関原発建設計画について「これまで申し上げてきたことと寸分も思いに違いない」と述べ、「現状では賛成できない」と明言した。

上関原発建設地調査中止求める

中国電力が上関町の原子力発電所建設予定地で準備を進めているボーリング調査を巡り、「原発いらん！」山口ネットワーク（山口）が原発建設計画に反対する山口、広島県の7団体が7日、広島市の同社本社を訪れ、調査中止を求める申し入れを行った。

7団体、中国電力へ申し入れ書を読み上げる小中代表（右）

この日は同ネットワークの小中進代表15人が訪れ、「新たな調査は、原発建設に向けた具体的な工事であり、断じて許容できない」と抗議。調査の中止とする考えを強調した。（井上龍太郎）

明した運営委員長名となつている旨を追及した。集会に反対する運営委員2人が、上関支店に提出済みの書面を回収できないかを事前に協議。その上で参加者が返却を求めた。

運営委員の橋本久男さん（65）は「本店が違法な手続きで集会に持ち込まれとしている」として、開催を阻止する考えを強調した。（井上龍太郎）

定地に活断層はないとするこれまでの調査データを補強するため、追加のボーリング調査を実施すると発表していた。

この日は同ネットワークの小中進代表15人が訪れ、「新たな調査は、原発建設に向けた具体的な工事であり、断じて許容できない」と抗議。調査の中止とする考えを強調した。（井上龍太郎）

対応した同社の笠原茂男・地域共生グループマネジャーは「ボーリング調査は、新たな知見による手法で行う。中止は考えてない」と述べた。

（8）

上里さんが広島市で廻きました。

【ニューモ：地層処分のための説明会の報告】

ニューモは正式名称を「原子力発電環境整備機構」という。今年5月から6月に掛けて「いま改めて考え方地層処分」と名付けた説明会を、全国9か所で行っている。「知る／学ぶの機会をつくります」として地域での意見交換をするという。

広島では6月17日（土）13:30～16:00に行われた。

ご存知のように、原発で発電を使った後の使用済み燃料は、溜まるばかりで、現在1万8千トンある。現在日本の原発行政は、使用済み燃料を処理し《ウラン・プルトニウム》を取り出して再利用するという方式を採用しようとする。その時出る最終ゴミ「ガラス固化放射性廃棄物」を地下埋設しようというのだ。2000年から取り組みを始めていたが、受け入れ自治体が無い状態が続いている。そこで、国が主導権を以って取り組もうと、15年5月「科学的有望地」を示すという方針を出し、16年中の提示を目指したが果たせず、現在に至っている。「有望地」という表現は国が一方的に選び押しつけるという危惧を与えるとして、17年4月から「科学的特性マップ」という名称に変え、地層処分地選定のための要件をものさしとし、全国を色分けして、地図で示すという方針になっている。

その期日がこの7月と言われており、その準備としての全国説明会であったのか？

会場では用意された資料に沿って説明があった。「住民の理解を得て進めたい」という姿勢を示そうとしているようにも思えるが、「このような説明会は、原発のものを作る時になされるべきだった。」の思いを抱きながら聞いた。

住民の理解を得たいというには、受け入れがたい前提が二つある。

【原発依存度を20～22%とすること】【使用済み燃料は再処理すること】これらを前提として地層処分地を求め、住民の理解を得ようとしている。この《前提としていることこそが問われるべき》であるのに、説明会では、国の方針は変えず、ごり押しするのかとの印象である。（「詐欺の手口だな！？」）

再処理の説明図にも唖然とした。再処理した処分ゴミは重量の5%。再利用できることは《ウラン・プルトニウム》として95%。（こんなウマイ話は無い）

確かに机上ではそうなる。ウラン238はそもそも97%の状態で装荷されていたのだ。これを燃料として使うためには、燃えにくいウラン238をプルトニウムに変えなければならない。それを担っていた《もんじゅ》は廃炉が決まっている。

どうやって『燃料として利用（説明図）』するのだろう。再処理で放出される莫大な放射能のことは説明がない。子どもだましのような説明会で、候補地の選定に理解が得られるのだろうか。受け入れを迫られている私たちの姿勢も問われている。

2017.6.26. 上関原発計画の根っこを見る会 上里恵子

6/9 山口市でも県内19市町の14人を対象に説明会を開いた。（6.9.中日）

3・26上関原発を建てさせない山口県民大集会を主催した「山口県連絡会」が県に申し入れ
『上関原発計画予定地の公有水面埋立免許許可の撤回を求める申入れ』について

申入れ 2017.5.12
回答 2017.6.2

申入れ事項

1. 公有水面埋立免許延長許可を撤回し、許可申請を不許可とすること。

県回答

上関原発に係る公有水面埋立許可延長申請については、公有水面埋立法に基づき、適正に審査した結果、許可したものであることから、撤回することは考えていない。

2. 上関原発建設計画については、県民の中に多くの疑問や不安があります。県民の素朴な疑問は次のものになります。

①福島原発事故で原発事故の深刻な事態が進行している中で、なぜ今回のような延長許可にいたつたのか。行政的な手続き論ではなく、県知事としてこの時点で判断に立った根拠は何ですか。

県回答

上関原発に係る埋立免許の期間延長申請については、埋立免許権者として、公有水面埋立法に基づき、適正な審査を、公正な立場で行う責務があることから、どこまでも法令に従い、厳正に対処したことである。

公有水面立法上、期間延長に正当な事由が認められることが許可の要件であり、指定された期間内に工事を竣工できなかったことについて合理的な理由があることに加え、当初免許時と変わらず土地需要があり、今後埋立を続行するのに十分な理由があることが明らかになったことから、正当な事由があると認め、許可したものである。国の見解では、期間延長に正当な事由があると認められるときは申請を許可しなければならないとされていることから、埋立免許権者である県としては法的に許可するほかないものであり、今回、期間延長を許可したものである。

②県知事は、福島原発事故とその後の経過について、県民の命とくらしを第一に守るべき責務を持つものとしてどのようにお考えですか。

県回答

福島原発の事故から6年余りを経過したが、依然として周辺住民は避難生活を余儀なくされている状況にあり、国及び事業者の責任において、早期の事態収束に取り組んでいただきたいと考えている。

原子力発電は安全性の確保が大前提であり、国及び事業者の責任において、安全性を不斷に追求していくことが重要と考えている。

3. 埋立免許延長を許可する場合の例として、天変地異、経済的変動などを挙げています。しかし今回の延長申請はこれにあたりません。中電は、予定海面への立ち入りなどがあったことを理由として挙げていますが、地元住民をはじめ原発建設に不安を感じる人々が抗議行動をすることはありうることであり、権利でもあります。住民などの抗議行動は今後も予想されるものであり、天変地異などの理由とは全く違うものだと考えます。延長申請をやむなしとして受け入れた理由を分かりやすく説明してください。

県回答

事業者において指定期間に竣工をなすべく努力しても、場合によっては、阻害要因の発生により指定期間に竣工をなしがたい事態が生じることもあるため、公有水面埋立法は、このような事態の発生を想定し、正当な事由があると認められる場合には、期間延長を認めている。

このように、公有水面埋立法上、期間延長に正当な事由が認められることが許可要件であり、期間延長に正当な事由が認められる場合とは、①指定された期間内に工事を竣工できなかったことについて合理的な理由があること。②今後埋立を続行するのに十分な理由があることの2つの要件をいずれも満たす場合である。このうち1点目の指定期間に工事が竣工しなかったことについては、天変地異、経済変動に限らず、埋立権者の責めに帰し得ない事由がある場合について、要件を満たすものと認めることとしている。

中国電力からの埋立免許延長申請においては、中国電力から福島原発事故以前については、埋立工事の施工区域内の海域に第三者の立入りがあり、これに対し、立入等の禁止を求める仮処分申立てを行い、これが認容する決定を得たこと、また、福島原発事故以後については、地元の理解活動に取り組むとともに、当該事故の事実関係の把握、情報収集に努め、事故の知見を反映した安全対策を取り入れよう検討を進めたとの主張がなされており、これらのことから、工事が進捗しなかったことについて、事業者に帰責事由はないと認めたところである。

4. 二井関成元知事は、福島原発事故後の2011年6月に「現時点で埋め立て免許延長申請が出されても認められない」と明確に述べ、後任の山本繁太郎前知事も、「二井知事の表明を受け継ぐ」ことを明言していました。いつの時点でこの立場が変わったのですか。また、変更した理由は何ですか。

県回答

山本前知事及び村岡知事が引き継いでいる法的整理は、①実際に申請があった時点において、埋立免許権者が、申請内容について正当な事由があるかどうかを審査して、許可の可否を判断することと②埋立の前提となる土地利用計画が不透明であれば、公有水面埋立法上の要件である正当な事由がなく、埋立免許の延長はできないことの2点であり、これは、現在に至るまで変わっていない。

一方、お示しの2012年6月の二井元知事の発言は、事業者である中国電力からの公有水面埋立免許の延長申請がなされる前の時点で、申請があった場合を想定し、原発を取り巻く情勢及び国のエネルギー政策の見直しといった当時の状況を踏まえ、延長許可の可否について考え方を示したものであり、知事が引き継いでいる法的整理はない。

5. 延長許可申請の審査期間を今回のように何度も延長した例は見当たらないとのお答えでした。他に例を見つけることのできない取り扱いをしたのはなぜですか。埋立免許について「どの事業者に對しても公正に取り扱い判断する」とご回答いただいたことと矛盾しますが、この点についてわかりやすくご回答ください。

県回答

一般的に、適法になされた申請については、県として、申請内容の的確な把握に努め、法に基づき適正に審査する責務があることから、許可要件を満たしているかどうか判断できない場合は、申請内容について説明を求めた上で判断するものである。

中国電力からの埋立免許延長申請についても、許可・不許可の処分をするに当たっては、公有水面埋立法上の要件である「正当な事由」の有無を、根拠をもって判断する必要があることから、申請者の回答では説明が尽くされておらず、さらに確認が必要な点について補足説明を求めてきたものであり、公正な立場で審査を行ったものである。

6. 先日、知事は祝島航路の新造船就航に祝賀行事に招かれ、初めて祝島を訪問する予定にしていました。しかし、悪天候のために祝島訪問を断念せざるを得ませんでした。上関原発が建設され、事故を引き起こした際は避難が必要となります。悪天候の場合は船での避難はできません。このことについてどうすべきだとお考えですか。

県回答

住民避難については、建設される原子力発電所の具体的な施設・設備の状況や原子力事業者の防災体制等を踏まえ、国の原子力災害対策指針等に沿って地域防災計画・避難行動計画を策定し対応することとなる。

なお、不測の事態には、自衛隊や海上保安庁などにより国が責任を持って対応することとされており、県としては、住民が確実に避難できるよう、国及び関係機関に対し、必要な情報提供等を行う。

協会

7. 原発メーカーや原発立地自治体など構成されている「原子力産業委員会」に山口県が入っているのではないかとの質問に明確な回答がありませんでした。ご回答ください。また、入っているとすればその理由は何ですか。

県回答

県は、原発建設計画の存する県として、原子力発電に関する情報収集のため、日本原子力産業協会に加入している。

本の紹介

「電力改革の要点」
熊本一規著
緑風出版 2200円+税
経産省が「原子力ムラと共に進める逆向き「電力改革」」
ある「電力システム改革実績」をあばく。革新的武器となる法律がわかる。
9

「日本中枢の狂謀」
古賀茂明著
講談社 1700円+税
「壊した原子力マフィア」など
新聞・テレビの報じない
山のようなくさんのこと!
眞在庫切れ。重版7月頃に。

目からウロコの“特別会計”⑥ 年金積立金管理運用独立法人 年金をクラスター弾に投資していた！

第5回目の「特別会計」は、「年金特別会計」、略して「年金特会」（ねんきん とっかい）のことです。

5月12日、東京新聞はトップニュースで、年金特会の中の「年金積立金管理運用独立法人＝GPIF」について書いています。記事を要約すると、

クラスター弾とは、空中で容器が開くと、中から無数の子爆弾が撒き散らされる爆弾のこと。不発弾も多く、民間人への被害が大きいので、使用禁止にしたオーストリア条約が2010年に発効し、日本も加盟。

そんな爆弾を製造しているのがアメリカのテキストロン社。去年3月、GPIFは、この会社から約190万株（80億円）を年金積立金で買っていた。

質問主意書でこの問題を明らかにした民進党の長妻昭衆院議員は、「国民の年金で買うのはおかしい」と主張している。

このGPIFは、株式の運用を運用会社に委託しており、運用会社は株式指數に基づいて、自動的に複数の株を買う仕組みになっている。

年金特会を管理している厚生労働省は、特定企業への投資をやめることについて、「年金を増やすという原則に触れる恐れがある。担当者の好みで運用が出来ないように、直接に投資先を選ぶことも禁止されている」と説明している。

この問題について、社会や環境に配慮した「責任投資」を専門とする高崎経済大学の水口剛教授は、

「海外ではノルウェー、スウェーデン、オランダ、カナダなどの年金基金が、クラスター弾関連企業を投資の対象から外している。議会が法律ではっきり投資を禁止したり、独立の第三者委員会が賛同したりして実現した。

ルールを定めて外部の委員会を設ければ、倫理に反した投資を客観的に選別することは出来る」と説明している。

この記事に続いて2面に、中央大学の目加田説子教授の「非人道兵器産業 投資除外を」という記事が載っています。目加田説子教授は、

「公的な年金基金がクラスター弾製造会社の株を持つことが倫理的に許されるか、ということだ。

非人道的な兵器であるクラスター弾については、約120カ国が禁止条約に署名し、自衛隊が持っていたものも、すでに破棄している。投資の対象から外すべきことだ。

日本は他の非人道的な兵器である対人地雷や生物・化学兵器などの禁止条約に入っていますが、核兵器については禁止条約がなくても、ノルウェーでは除外している。

オランダではそういう兵器に投資することを国民が問題にし、國が除外を決めたように、自分たちの年金がどういう企業に投資されているのか問題意識を持つべきです」

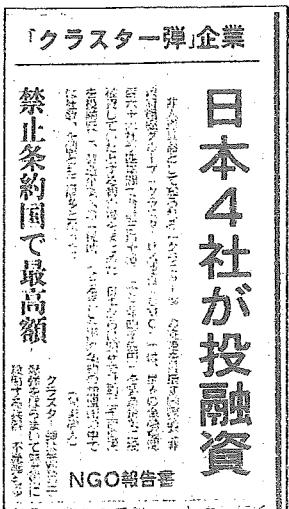
と話しています。

さらに、東京新聞は5月25日に、クラスター弾の廃絶を目指す「NGO・クラスター兵器連合」がまとめた報告書について報道しています。

「世界の金融機関166社が4年間で3兆4,000億円をクラスター弾製造企業に投資していた。この中には、日本から4社（三菱UFJ、三井住友、オリックス、

第一生命保険）が計2,100億円を投資しており、禁止条約加盟国の中では社数も金額も最多だった。

日本の全国銀行協会は、2010年にクラスター弾の製造を目的とした資金調達に応じることを禁止していました。目加田説子教授は、「条約の加盟国では、使途を問わず製造企業への投融資をすべて止めなければ対応が不十分との見方をされる」と話し、報告書をまとめたNGOは、「投融資を禁じる法の整備が必要」だと主張している」



東京新聞 2017年5月25日

「改革」され、2001年4月に特殊法人・年金資金運用基金に、さらに、2006年4月には現在のGPIFに「改革」されました（注：独立法人や特殊法人は、特会のお金が省庁から補助金などとして流れいく先、官僚の天下り先と利権の巣窟（石井紘基）ともいわれる）。

特別会計では、問題を起こして国民の大きな不信を買うたびに「改革」していますが、それに対して石井紘基さんは、「特会の改革は『看板』だけを付け替えたり、特会の数を減らしたりして改革に見せかけていいだけで、中身はまったく変わらない」と手厳しい批判をされています。

さらに、石井さんは「国の予算とは憲法第25条のための配分を行いうもので、税収を収益事業に投下することを目的としていない」とも言われています。

日本年金機構が国民（加入者6700万人）から集めた年金（35兆円）を株式や債券に投資して儲けようとしているのがGPIFです。

2014年に安倍首相がダボス会議で「成長への投資に貢献する」と公言し、年金積立金の半分が株式に投資されるようになってから損得の幅が不安定になつたとされ、また、年金が株価の操作に利用されているという批判もあります。

左の記事で、日本4社のうち、三菱UFJと三井住友の株式をGPIFが所有しており、また、日本企業121社の筆頭株主でもあるというのは、厚労省のおかしな言い分は実は本音が丸見えだったんですね。

つまり、日本の年金の運用は倫理よりもカネ儲けなんだよって。ヨーロッパと違って。

国民の無関心をいいことに、「年金を増やすためなら、世界的に禁止されている爆弾に投資して、人の殺傷に手を貸してもいい」とでも考えているんでしょうか？

厚労省のおかしな言い分も国民の無関心も、結局は、特会が真っ暗の「闇の中」に置かれているためだと思われます。

ここに紹介した東京新聞は3月に、「今年度の一般会計は97兆円」と書いています。実際は、一般会計プラス特会で総計240兆円にもなるのに、特会の予算は書きません。特会隠しはこの国の大きなナゾです。

でも、今回のような問題が発覚すると、「特会」だと明らかにしないで記事を書く。

東京新聞は5月10日には、「政府系商工中金で不正発覚」という記事も書いていますが、これも財政投融資特会の特殊法人です。

つづく

2017年5月31日 ちらし作成「アヒンサー」

*アヒンサーとは、サンスクリット語で「殺されたくない殺したい」という意味です。



東京新聞 2017年5月12日